

第 14 回ジェットロ環境社会配慮諮問委員会

日時：2013 年 12 月 26 日（木）13：30～15：00

場所：ジェットロ本部 5 階 D 会議室

佐々木主幹：

それでは、時間がまいりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから、第 14 回の環境社会配慮諮問委員会を開催させていただきます。

今日の時間ですけれども、最大で 90 分というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今日の出席者でございますけれども、委員の中では塩田さん、満田さん、それから JBIC の加藤さんが欠席でございます。松本さんは、遅れているようですけれども、いらっしゃるということですから、お待ちしたいと思います。

それから配付資料の件ですけれども、ご案内のとおり 1 から 6 まで資料がございます。時間もございませんので、1 つ 1 つご紹介しませんけれども、不備がございましたらその都度ご指摘をいただければと思います。

それから 3 点目ですけれども、議事録作成のためにマイクを置かせていただいております。できれば発言前にお名前をお願いしたいと思います。

それでは、議事は、原科委員長のほうにお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

原科委員長：

はい、承知しました。

それでは、今日は時間が限られておりますので、速やかに進めたいと思います。

まず最初、議題の 1 番目にまいります。

平成 23 年度の補正予算分、案件形成調査事業、審査結果でございますね、これにつきましてでございます。

これ、もうお手元資料ございますが、事前にこれを拝見しておりまして、一通り見ました。これ、ちょっと量が多いものですから、皆様のご協力で、資料そろいましたけど、この時間で速やかにやるのは、ちょっと難しいので、ざっと目を通してありますので、全体の講評をさせていただいてよろしいでしょうか。あと、それに加えてまた、委員の方から追加のご発言をいただければと思います。

ではまず、この補正予算分でございます。

案件、これ審査結果ですね、1 件を除いて全部そろっております。

1番目がインドネシア。

佐々木主幹：

2件ですね。

原科委員長：

あ、2件ですか。

佐々木主幹：

ええ、2件です。すみません。

原科委員長：

ああ、そうですか。2件。今、これ見たら2件でした。失礼しました。

インドネシア・ジャカルタ～バンドン間高速鉄道導入検査調査、例えばこれを拝見しますと、ご覧のとおりでございます。全体、ざっと見ての感じですが、かなりこういったことに皆さん、大分習熟してこられて、基本的なことを満たしておられるようですが、案件によっては、情報が十分でないということとか、それから計画の段階がまだ本当に早期なので、なかなか情報を集めにくいとかいうことございます。そんなこともあって、違いがございましたけれども、おおむね基本的なことを満たすような恰好になってきたと感じました。

ただ、ステークホルダーとの協議に関しては、相当部分が、難しい点があるように思いました。

じゃ具体的なもので、1つ最初のところをご覧いただきたいと思います。

1番目、インドネシア、ジャカルタ～バンドン間の高速鉄道導入検査調査ですね。これは特にステークホルダー協議が大事だということで、合意形成に向けて努力しようとの意思が見えるという、塩田委員からのこういったコメントでございます。ただ、努力の意思は見えるようですが、実際はなかなか難しいという感じだと思います。

例えば、2番目の社会環境人権への配慮のところでは、住民の日常的な活動等の記載がないと。日常的にどんな活動をしているか、その結果どうなるかという、判断の材料になる部分がまだない、とかいうことで、この段階では、官公庁関係者の方を想定しているよう、ステークホルダーですね。これに加えて地元住民とか、環境団体等についても、考慮が、これからなされているようですが、その先具体的なアクションをとっていただきたい、ということでございます。

それから、環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲に関しましては、移転計画書が作成され、とか、いろいろなことがここでは進められているようなことでございます。

それから代替案の比較、これはそれぞれの案件で、皆さんやっておられまして、ここもやっております。3案で、これはBOT方式とコンセッション方式、BTBL方式を提案して、比

較検討して、BOT方式がいいというようなことを示しておられます。

こんなような形でございました。

2番目、高梨委員にご担当いただいたカンボジア、プノンペン近郊スマートグリッド構築調査事業でございます。これも簡単にご紹介いたしますが、これ、再生可能な資源を有効かつ効率的に運用するというところで、そういうところでスマートグリッド、日本でも同じ話題が出ておりますけれども、そういうようなことで、この場合には、太陽光発電によるスマートグリッドの利用でございます。

ただまあ、具体の立地点が、まだこれからということで、プノンペン近郊ということが一応出ておりますけれども、具体的な場所は決まっておきませんので、社会環境事業への影響についてはまだ不明だということでございます。サイトが決まってないということで、この段階ではやむを得ないと思っておりますけれども、そのようなことに関する配慮をしていただきたいと思っております。

それから、野生保護区等の自然環境への配慮が、必要な地域から離れた場所を想定するというところで、自然環境配慮、事前に特に影響ないようにしていくようなことを考えているようでございます。それでもしかし実施点が決まらなると分からないですから、その段階ではやはりそういった配慮していただかなきゃいけないということになります。

ここでも、他の選択肢の比較検討をしておられます。この場合には、代替案として風力とバイオマス発電、水力発電ですね、こういう自然エネルギーを対象にしまして、比較しております。ここでは、簡単な定性的な分析にとどまっている、というところでございます。そういった比較もしておられます。

それから3番目、今度は、宮崎委員にご担当いただいたものでございますが、これを同じものの、お二人ですね、宮崎委員からも同じものを出していただきました。やはりこの事業に対する意義はあると評価しておられます。

それから、住民移転を伴わない地域を選定場所として、建設場所を選定するというようなことが配慮がされているようです。ただまあ、周辺環境の関係では、ここでは宮崎委員は、特に景観との間に大きな違和感を生じなくする必要があるであろうと。これはかなり、この発電施設が、大きい、24ヘクタールの土地に施設して大きいですから、そういうようなことがあるので、その辺は配慮が必要であろう、ということをおっしゃられます。

それから、比較検討、選択肢は、先ほど定性的分析に終わっているということでございましたが、この場合には、地域の特性から言うと、メコン川などの大きな河川があるので、水力発電の可能性を詳細に比較検討する必要があるんじゃないか、というのが宮崎委員のご意見でございます。

ここでもやはり、プロジェクト実現の段階では、地域住民の意向を十分把握する必要があると、同じようなご指摘がございます。

今度は3点目でございます。3つ目の案件で、パナマ、パナマシティ3号線事業化調査。これ、交通網の整備という課題でございます。鉄道でございますから、鉄道沿線の住民に関

する影響、特に環境影響とステークホルダーに関する問題ありますけれども、この段階ではまだそういった聞き取り調査を行う段階でない、ということでございますけれども、かなりプロジェクトの進みに関して、まだ距離がある段階だということでございます。

その他、具体的——そんなことでございますから、環境コミに関する環境社会配慮にしても、定性的判断の段階でとどまっているということでございます。これは案件の特徴になるかと思えます。

それから、自然環境項目に関して、情報収集、なかなかこういった地域で難しいので、例えば NGO の環境教育などやってですね、そういった情報収集、自然環境情報収集に協力していただくようなことも、考えてもいいんじゃないかというご意見もいただいております。

同じ案件、これは宮崎委員からのものがございます。3 番目の案件ですね。同じ案件でございます。これも、事業の意義を了解しておられます。

プロジェクトで計画しているルートは、既存の空間を通過するので、住民移転などの必要はないという点では好都合である、ということのご判断でございます。ただ、生態系は樹木の伐採などがあるので、そういった生態系への影響は、やはり配慮をしなければいけないということでございます。

あと、そういった影響を減らすために、運河をトンネルでくぐる案についても、検討してもよいのではないかと、そういう代替案に対するご意見でございます。

住民などからの意見聴取は行われておりませんが、これからということですね、ということでございます。それから、この案件は、そういった意義も深いので、受注を実現するように努力されたほうがいいのではないかと、というご意見、コメントも最後いただいております。

4 番目の案件に関しては、まだ評価表集まっておりませんが、5 番目は、ここにございますように、宮崎委員からいただいております、ミャンマー、ヤンゴン地区の変電設備とリハビリ事業調査です。この場合には、送電線の昇圧工事を行う必要があると。そのルートを新しく開設するか、あるいは既存ルートを利用するかによって、影響変わってきます。ルートの決定をできるだけ早く行っておかないとまずいだろう、ということでございます。

それから、停電が、工事が必要なんで、工事の工程にも工夫を必要だと。ただ、この地域は、住民移転などの必要ないようだろう、ということでございます。あと、むしろ技術的な問題といいますか、こういった取替工事となるんで、撤去される古い変電器に PCB が入っている可能性がありますので、そこが十分注意していただきたいということでもあります。

6 番目は、まだ評価表来ておりません。

これが以上です。

あと続けて、これはインフラ案件ですね。23 年度、円借款インフラ案件で、民活インフラです。失礼しました。これも 4 件あります。インドネシア、ジャカルタ ETC 導入可能性調査事業とか、次が、これはインドネシア、ジャカルタ近郊都市スマートコミュニティ調査、それからカンボジア、プノンペン環境共生スマートコミュニティ導入調査、そしてマレーシ

ア廃棄物発電熱供給調査事業と、4つございます。

これも今申し上げたことですが、種類がこういうことで、少し違いますけれども、ETC 導入可能性調査事業に関しまして、1番目の案件です、この民活の1番目ですが、これはETCの導入でございますから、そういった点では、あまり大きな影響ないというような事業でございます。周辺環境に大きな影響を与えるものではない、ということでございますが、料金所、無人料金所にしますと、雇用がなくなるとか、そういうようなことの影響は、少し配慮したほうがいいんじゃないか、というような高梨委員からのご意見でございます。

それから2つ目は、インドネシア、ジャカルタ近郊都市スマートコミュニティ調査でございます。

これは、この案件に関しては、まだ具体的な設定が、まだきちんとされてないので、十分な検討はこれからではないか、ということでございます。

これは、スマートコミュニティの開発案件で、複数地点、大規模なプロジェクトサイトの確保が前提になっているということで、工事、場合によっては住民移転等の大きな影響がある可能性がある、というご指摘でございます。ただ、これはそのスコープ決まってませんので、こういった情報収集、特にステークホルダーからの情報必要なんですが、今の段階ではちょっと難しい、ということでございます。

3つ目、カンボジア、プノンペン環境共生スマートコミュニティ導入調査でございます。

この場合には、都市計画にかかわる部分がありますので、そういったことで、この場合には、移転の場合には、影響を最小限にするためには、土地収用法による対応が必要であると、これは、しているということでございますが、いっぺんに土地収用法に行くのいいのか、私もちょっと疑問を感じますけど、まあ、いざとなったら、そういうことになると思います。都市地域なんで、難しい面が出てきますね。そういうようなことございまして。ここでも、この提案された方は、JICA あるいは JBIC のガイドラインというものを参照するって、そういうことを、われわれ言っておりますけど、そのようにしておられるということも、ここに書いておられます。塩田委員のコメントでございます。

4つ目、高梨委員にいただきました評価表、マレーシアの廃棄物発電熱供給調査事業でございます。

マレーシアの都市ごみの処分ですが、これまで野積みが主体であったということですが、これを問題解決しようということで、ここでは **Waste to Energy Plant** と書いていますけれども、これを、ごみ発電、そして熱もあわせて利用ですね、というようなことで、エネルギーを回収しようという、そういうことでございます。そういう新しい試みが、この国において行われてる、始める、ということでございます。

そこでは、この候補地の1つは、農村地区とされまして、農業従事者が多いとされます。ここで住民移転は、あまりないような立地をするということでございますが、通常、日本等では、焼却場立地になると、周辺の地域の影響をみんな考えますから、そのような観点からいくと、焼却場のため、円滑な農作業の障害とならないような配慮が必要ではないか、とい

うことのご意見でございます。

それから、これは、こういう焼却場に出てきます大気汚染の問題ですね、焼却炉からの排ガスに留意しなさいとかですね、そういうようなことでございます。

それから、尚書きで、候補地の1つには、もう埋立処分場についてEIが実施されておりますので、この辺もどういうことか確認が必要だ、ということでございます。

それから、他の選択肢との比較検討も、ここでもやはりしておられます。ここで比較したものは、コンポスト化と、バイオガス化と、RDF化を挙げておられます。いろいろ比較検討しまして、そういったものと比較して、最終的には焼却処理を適切だとして、推奨しておられるということでございます。

時間が厳しいということで、ちょっと急ぎ足でご紹介しましたが、こんなことでございます。全部で15の案件ございましたけど、2つだけ、まだ比較、評価結果が出ておりませんが、8件に関しては、このような評価をいただいております。

また、追加として、ほかの委員からもこれ提出されますので、もう少しこういった評価表が増える見込みでございます。

委員皆さん、何か付加的なことございましょうか。

宮崎委員：

よろしいでしょうか。

原科委員長：

はい、どうぞ。宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員：

べつに質問でもあれでも、何でもないんですけど。

先生が今おっしゃられた、ひとつの、わりあいステークホルダーの、もちろん計画がまだ煮詰まってないということもあるかもしれない、ステークホルダーからの事情聴取っての、今までの調査に比べたら、なんとなく少ないなあと感じたのが、感想です。それだけで。

原科委員長：

そうですね。全般的にそんな印象でございますね。これはそういうことで、まあ。

宮崎委員：

これはこれ、今後のまあ。

原科委員長：

うん、これでよろしいのか、よろしくないのか。

宮崎委員：

その中でやってくしかないんだと思うんですけども。

原科委員長：

案件形成段階でね、上のほうの、前の上流の段階で言えば、それはやむを得ないことですよ
ね。

宮崎委員、

ええ、もちろんそうですね。

原科委員長：

だから、その進み方によりますよね。

宮崎委員：

そうですね。

原科委員長：

ですから、立地点がまだ明確になる前なので、そういうような、、、

宮崎委員：

そうですね。それはやむを得ないと思うんですけど。

佐々木主幹：

先生、24年度やってから、また。

原科委員長：

そうですね。はい。

それじゃ、もう1つ、24年度分がございまして、そちら進めてから、また改めてご意見
ありましたらお願いいたします。

24年度分、案件がちょっと多くなりまして、全部で15件ございまして、ちょっと今の
ペースだと、だいぶ時間が足りなくなってしまうので、少し、もう少しコンパクトに行
います。

それではまず、24年度の円借款案件形成等調査のほう、4件ございまして、これから参り
ます。

資料1番目、インドネシア水源における安全監視設備整備事業でございまして。これは高梨

委員と宮崎委員から、評価表をいただいております。

まず、高梨委員のところでございますが、詳細に経過内容の記述をいただきまして、こういった安全監視の設備ということで、ひとつのシステムといいますか、いろいろな組み合わせになりますけれども、基本的には機材設備の供与の色彩が強いということで、影響は最小限にとどまる、と考えていいんじゃないか、ということでございます。ただ、工事段階でいろんなことが起こりますから、そういったことに対する配慮は必要だ、ということでございます。

それから、住民移転が予想される部分があるというようなことで、そこに関しては、ちょっと、きちんとした配慮が必要だということでございます。

それからアセスメントの必要性は、認識しているようだという事です。

あと、取付道路や橋梁の改修等の予定、これが想定されることから、そういった関係の、やっぱり配慮が必要だと、その場合にはステークホルダー、ステークホルダー協議も出てまいります。

それから、次のは、宮崎委員からコメントでございます。これは、この事業の意味に関しまして、海難事故が減少するだけじゃなくて、このうち海賊行為等も抑制されるということで、そういった面のメリットもあるだろう、というご指摘でございます。

それから、レーダーを初めとする電波機器が使われますが、そういったことの影響はないだろうとかということ、これもチェックが必要だということです。基本的にこういった設備関係なので、大きな立地を伴うような影響等はあまり関係ないと、影響はないだろうということでご判断でございます。

これがお二人のご意見でした。

2つ目の案件、インドネシア、ムシ川横断橋建設計画であります。高梨委員からいただいております。詳細にコメントをいただきました。ご覧のとおりでございます。

ムシ川横断橋、これの建設は、インドネシアの国にとっては大変優先順位の高い案件として、国がこれを進めようとしている、ということでございます。ただ、この地域の場合、環境に関しては、アクセス道路周辺に湿地が存在しまして、そこへの影響がやはり懸念されるということでございます。その辺のところを十分配慮していただきたいということでございます。

他の選択肢の比較検討、これはもう皆さんやっておられる、ここでもやっておられます。現地政府の道路総局の案のほかに代替案3つの案を検討しておられます。代替案1、2、3でございます。これは見ていただきたいと思いますが、1番目が橋梁形成斜張橋、2番目は橋梁形成エクストラードド橋とか、3番目は、橋梁形成エクストラードド橋とし、主計官庁のと、ちょっといろいろ構造上の違いとか、そういうようなことで3種を比較しておられると。4つですね、原案と3つの代替案を比較検討している。

それから、ステークホルダーの情報収集に関しましては、ルート選定で代替案を今考えているということなので、対象地区の絞り込みが難しいためか、ステークホルダー協議は、こ

の段階ではまだなされておられません。

ただ、ステークホルダー協議は、JICA のチェックリストでは、EIA の初期段階に実施されるということなので、そのところがどうなのかというんですかね、これに対しては、対応はどうなんでしょうかという疑問があると思います。そのような意見をいただきました。

それから次は、4 つ目の案件のミャンマー、エーヤワディン河下流横断鉄道・道路改良計画調査でございます。これはミャンマーの、今、日本が随分、国際協力、支援しようとしておりますので、日本からの企業等の進出等、という意味ではないかということでございます。この橋を渡せば、当然、それまでの渡し船の業者等が圧迫されるという、社会的影響がありますから、そういったこと、配慮はどうか、ということを書いておられます。

それから、交通量は今のところ少ないので、大気汚染のおそれはないと考えられます。ただ、便利になれば交通量が増えますし、経済発展していけば増えますので、将来に関しては配慮が必要だと思いますが、今の状況ではそれほど大きなことは起こらない。

それから、ここですけど、ちょっと私疑問、2 車線と並行して橋を渡るのは、これ、シングルデッキじゃなく、ダブル、シングル逆じゃないですか、これ。

宮崎委員：

私も、それでやってたから、間違っって。

原科委員長：

上下がダブルですね。

宮崎委員：

ああ、そうですね。そうですね。そこが逆です。申しわけございません。

原科委員長：

そうですね。逆ですね。

宮崎委員：

あ、待ってください。鉄道と 2 車線の道路が並行してやるのがダブルで、これをシングル 2 車線の上下にやるのがシングル。

原科委員長：

あ、そういう意味なのかな。

宮崎委員：

あ、そういうことみたいでしたかしら。

原科委員長：

ダブルデッキって、普通は2階建てですよ。ロンドンのダブルデッカーというのは、2階建て。

宮崎委員：

間違ってたかな。ああ、私ちょっと分かりませんが。もう1回確認していただいて。もし間違ってたら直してください。

原科委員長：

これ、ちょっと事実関係確認してください。

宮崎委員：

私が、それ見てたしか書いたつもりだったんですけど。確かにおかしいですね、上下。

原科委員長：

1つのデッキで、こういくんだということで。そういうようなことですね。

宮崎委員：

すみません。もし間違ったら修正してください。申しわけないです。

原科委員長：

そういう比較検討しておられる、ということですね。

宮崎委員：

はい、はい。

原科委員長：

それから意見聴取。

ここで、環境付近の住民の方から意見を聞いておられるようで、好意的な意見を得ている、というようなことでございます。

ただまあ、もちろん批判はあるようで、こういう便利になると、それによる宿泊者が減ったり、マーケットが減ったり、そういうようなことありますから、その辺をどう考えるかですが、そのような意見もいただいている、ということでございます。

では、次にまいります。

次は、民活インフラ案件形成等調査でございます。こちら11件でございます。こちら、す

べて意見をいただいております。

1 番目、インドネシア、ジャカルタ MRT、ルバークブルス駅、駅前の開発事業です。駅前ですから、もう用地は取得済みでございます。ということで、国際協力委員の加藤委員からいただいています。

ここでは特に地震国なので、地震発生への対処ということをきちっとやってもらいたい、というご意見でございます。

2 番目、インドネシア、第2 ジャカルタ～チカンペック高速道路事業化調査でございます。塩田委員からでございます。これは、ジャカルタとチカンペック間の高速道路の慢性的渋滞を解消するために、新たな高速道路を建設しようとするものでございます。

人権への配慮に関しては、ここでは記載がないんですが、この案は、他と代替案を比較検討して、環境社会への影響は最も少ない、ということでございます。まあ人口密度が平方キロ 1,500 ですから、密度が低いということもあるのですが、そんなことです。

ただ、影響少ないということもあって、そういったステークホルダー関係の情報収集ない、ということだと思いますが、それはやはり配慮していただきたい、というようなご意見だと思います。

次は 3 番目、インドネシア、東ヌサンテンガラ州地熱発電事業化調査でございます。

インドネシアは地熱で有名ですけど、この事例では、地熱化になりますと、やはり地域の住民とか、農地への影響があるはずですが、そういうようなものがここには記載されていないと、宮崎委員のご指摘があります。

それから、こういう場合には、硫化水素ガスの問題とか、それから NO_x、粉塵等、それから工事に伴う影響、そういうようなこととか、それから地熱発電所からの送電線の問題ですね、これ、保安林を追加するというので、その辺のことの、生態系への影響等ありますから、このようなことに対する配慮が必要であろう、ということでございます。

それから、ここでは地熱が最適であると結論しておりますけれども、木材資源も多いのでバイオマスということも、やはりもうちょっと検討してもいいんじゃないか、というご意見でございます。今の段階では、プロジェクトサイト周辺住民からの意向調査などは行われておりません。

次は 4 番目、カンボジア・輸入炭、波力と書いてありますが、火力でしょうね、火力発電プロジェクト導入可能性調査ですね。これ、工業団地の中での開発であります。ということで、団地内で、そんなに遠くまで影響しないだろうということですが、当然、火力発電所ですから、大気の問題とか、それから排水関係のとか、漁業への影響については、詳細を慎重に検討するべきだ、ということでございます。

次のページ、5 番目、やはり加藤委員からでございます。タイ・バンコック臨空型スマートコミュニティ開発計画調査です。

これはまあ、立地域が決まっております。ただ、プロジェクト内容の中止論が高いということで、あまりこの段階では、十分な検討は難しいんじゃないか、ということだと思います。

ます。もうちょっと進んでからではないか、というようなご意見だと思います。

次は6番目、フィリピン・南アグサン州ワワ川小水力発電事業です。

これも立地区域が決まっているということですが、住民等がその立地区域の周辺に、どの程度いるか、そういったことは、慎重に詳細検証すべきだ、というご意見でございます。それからもう1つは、森林保護区が点在する地点が、プロジェクトサイトにあるので、そういったものの影響、生態系への影響ですね、こういったことも配慮しなきゃいけないと。場合によっては、森林保護区が存在しない対象を、立地を考えてもいいんじゃないか、というようなことも、ここでご指摘があります。それから、河川の利用、生活用水としての利用はないと考える、と判断しているが、このヒアリングは、根拠が不明確なんで、それをきちんとしてもらいたい、ということも書いておられます。

7番目の案件まいります。ブラジル、クリチバ市広域圏での現地適応型廃棄物処理事業調査でございます。これ、廃棄物じゃなく、ハード面のものでございます。しかし、環境影響評価項目を総合的に検討しているようには見えない、ということでございます。塩田委員のご判断でございますが、地域住民への配慮等の文言も、ここでは記載されていないということです。クリチバは環境都市で有名ですけれども、そういう点では、もうちょっと配慮が必要じゃないかということだと思います。

官公庁からの情報が主体で、地域住民、環境NPOからの情報収集がありません。記載がありません。

同じ案件、高梨委員からの評価もいただいております。こちら、全体所感、詳細に書いておられますけれども、この事業の特徴としまして、廃棄物の衛生処理とか、減量化ニーズを満たすという、処理しながら、満たしますが、あわせて発電設備もあるというので、そういう点では、環境都市といわれるクリチバとして、そういった試みも評価できるんじゃないか、ということだと思います。

ただ、社会影響で言いますと、こういった地域、ウエストピッカーによる有価物回収やリサイクル活動への影響、心配ですが、ここでは、もともと埋め立てられている廃棄物、つまり有価物の回収、リサイクル活動へ、影響しないような形なので、その辺は大丈夫だというようなことで、このレポートは書かれていると思います。

こういう廃棄物処理施設で通常考えられるのは、大気汚染でございますが、この件に関しましては、本事業が日本の環境基準を満足する施設を整備するんで、これには対応できる、ということをおっしゃいます。

それからもう1つは、メタン発酵施設も併用して導入するというので、そうしますと、今度は浸出水とか、水の問題もありますから、これに関してはちゃんと処理します、ということが書かれているそうです。

それから、ちょっと別の観点ですが、事業に関して、270億円の大型プロジェクトになりますので、そういった資金的な問題ですね、なことも十分考えなきゃいけないということで、自治体からの委託費の額なども影響を受けるんじゃないか、ということをご指摘でございます。

この案件に関しては、周辺住民の同意が不可欠ということで、住民とのコンサルテーションを図ること、これが強く勧められるということでございます。

8番目の案件です。ベトナム・ハロン～ハイフォン道路の **Bach Dang** 橋整備調査です。

これまあ、交通問題に対処ということでございますが、この場合には、自然環境、塩田委員からのご意見でございますが、海浜性、湿地性の堆積物が分布する地域で、いろいろこういった自然に条件があるので、生態系に変化が生じる可能性がある、ということです。ということに対する対応。

それから、インフラの状況とか、経済状況等、現状を見て、これに対して、人権配慮について記載がないのはいかなものか、ということでございます。環境社会配慮項目の比較がない、というようなことでございまして、この辺が気になるということでございます。

塩田委員のご意見、ご紹介しました。

次にまいります。9番目、ベトナム・ビンズオン省における産業廃棄物処理・発電事業化調査でございます。加藤委員からでございます。

これも、工業団地内の既存施設内に立地する、ということでございますので、問題は、その外部との関係ですが、どの程度、住居等の地域と距離があるか、それによると思いますけれども、そういうような位置関係によって、やはり影響をチェックしなきゃいけない、ということでございます。

10番目、まいります。高梨委員からいただいた意見ですが、モザンビーク・天然ガス利用メタノール製造調査事業でございます。

これは、加藤委員からもいただいております。次のページでございます。加藤委員からは、プロジェクト候補地やスコープも決まっていないので、コメントは困難、ということがありました。高梨委員からは、これに対して、いろいろいただいております。まず、メタノール事業のコスト 800 億円の規模が推計されており、関連インフラ整備を含め大型案件、ということでございます。それなりの配慮が必要であろう、ということですね。

そこで、ここで、確かにまだ具体的なことが決まってない、ということでございますけれども、候補地を見ると、その中には住民移転が留まると、これは漁業、観光業が盛んな地区と隣接していますので、そうした産業への負の影響、住民生活への影響も、あるいは生計への影響も懸念される、ということでございます。

自然、マングローブの熱帯林やウミガメ、サンゴ礁等動植物の生息地であるということも指摘されて、そういう地域ですので、次の調査段階では、生態系への影響について、十分な環境影響調査の実施が求められる、というご指摘がございます。

加藤委員のご意見は、今ご紹介しました。

最後、11 件目でございます。11 件目は、モンゴルのウランバートル新国際空港アクセス道路整備計画調査でございます。これはもう、国の政策として、基本的に必要であるということをお前提として進んでいる、ということでございます。

この場所は、ボクトハン国立公園西側に近接する、ということでございます。それから、

この地域は遊牧民の放牧地を通過するということから、家畜の移動阻害に影響を与える。阻害という影響ですね。あるんじゃないかと。それから、住民のそういった集落がありますから、と思う、でもここでは、住民集落、見当たらないとしています。

住民移転計画ですか、先住民族計画、現地ステークホルダーの参加及び情報公開について留意が必要である、ということでもあります。

それから、モンゴルでは、昨年、2012年の5月に環境影響評価法が改正されていますので、そういったことに対する対応も考えなければいけない、ということだということです。

それからステークホルダーの参画による協議、重要であるとしているが、その具体的な方法論をさらに詰めてもらいたい、ということでございます。

一応これで、24年度分は、15件全部終わりました。そんなところでございます。

佐々木主幹：

すみません、23年度の円借の6件目の案件ですけど、これは宮崎さんから出ておりますので。

すみません、コピー漏れておりました。今配付いたしましたので。

原科委員長：

失礼しました。じゃあ6番目、ちょっと23年度に戻って、今、追加で配付していただきましたものをご紹介します。

モロッコ、燐鉱石鉄道輸送力増強に関する調査です。

燐の問題、重要ということでございますけれども、これは、運搬への機関としてリハビリするか、そのまま新造するという計画でございます。そういうようなことから、社会環境などに特別配慮する点はほとんどない、と思われるということでございます。

それから、CO₂に対する影響は、当然、鉄道はトラックより良いですから、鉄道を使うと、そういうCO₂の影響は少ないと。トラック輸送よりは鉄道なので、効果が大きいですね。

それから、ステークホルダーからの情報収集に関しましては、まだ行われていないですけども、行政とか事業者、関係者には、ヒアリングが行われております。

何かございます、宮崎委員、よろしいですか。

宮崎委員：

いえ、結構です。

原科委員長：

はい。

じゃ、以上でございます。以上、都合25案件のうち24案件、1つだけ。

佐々木主幹：

2つですね。

原科委員長：

あ、これとこれか、23 案件ですね。23 案件についてご説明しました。

宮崎委員：

1 つだけ確認なんで。先生もうおっしゃったと思うんですけども、今の資料 3 の 3 番、カンボジア輸入炭。

原科委員長：

火力ですか。これは間違えたと、変換ミスだと思います。

宮崎委員：

これはタイトルだから、ちょっと間違うとかなり目立つので。私も見てて。ちょっとワープロミスみたいで、ちょっと後で直してください。

原科委員長：

それで私全部見て、ほかにもいろいろありましたんで、それは直していただきます。今日言いませんでしたけど、私、大分見つけました。ほかにもいろいろありました。

原科委員長：

ほかにも何か、ございますでしょうか。

もしよろしいようでしたら、またこれ、少し時間がありますので、またご指摘あれば、別途メール等で、お知らせいただきたいと思います。

それから、ほかの委員からの、また評価も出てまいりますので、また、まとまった段階で、フィードバックしたいと思います。そんなことでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の、2 つ終わったということですね。

じゃ、作本審査役から、何かコメントございましたら。

作本審査役：

簡単に、ちょっと申し上げさせていただきます。

原科委員長、どうもありがとうございました。ご丁寧なコメントをいただきまして、ご講評をいただきまして、また委員の皆様からも詳細なコメントをいただきまして、お礼申し上げます。ありがとうございます。

今もう既に、委員長のほうからご紹介ありましたように、今回、平成 23 年度からの補正

予算分と、24年度分、合わせて合計25件、ほとんどが、約4分の3が、アジア諸国です。一番対象案件が多かったのは、インドネシアの8件ということになりますから、アジアでのインフラ整備ということにかかる案件が、特徴として見られたんじゃないか、という気がいたします。

ただ内容的に見ていきますと、やはり先ほど委員長のコメントにもありましたけれども、環境影響があまり大きくないだろうと予想されるような案件、例えばインドネシアのシーレーンの安全監視だとか、あるいはスマートグリッド、あるいはインドネシアのETC、あるいはスマートコミュニティ、3カ国にまたがってます。これらのほとんど、影響が、それほど予想されないわけですけど、他方、残りの、むしろ大半のこの案件につきましては、廃棄物処分場だとか、あるいはエネルギー開発とか、高速道路、高速鉄道、モノレール、架橋事業、こういうような案件というのは、かなり環境影響が大きいだろう、ということが予想されますし、いわゆる世銀等の国際機関では、いわゆるAカテゴリーであります。日本でもいわゆる第1種にあてはまる、こういうようなものが含まれております。

ですから、これを例えば、私ども環境社会配慮を行わない場合には、やっぱり環境、現地での、とりわけ途上国でありますから、そちらに対しての、取り返しのつかないような影響だとか、社会的な問題、紛争、そういうのが起こり得る可能性というのは、かなりあるわけです。そういう意味では、ここで行っていただいているような、この環境社会配慮面の予備調査といいますか、そういうのはとても意義の高いことだと思っております。また今後ともどうぞよろしく、お願いいたしますと思います。

私、ちょっとこのジェットロが、今、行っている環境社会配慮調査について、今3点気づきましたので、まとめになるか分かりませんがちょっとご紹介させていただきます。

第1番目は、ジェットロが、独自の環境社会配慮ガイドラインを持っている、ということです。私どもジェットロというのは、途上国とのつき合いが深いわけありますから、途上国の環境とか、社会状況に対して、やっぱり対立するような立場を取っちゃいけないと。そういうようなことは、今回、改正予定のガイドラインにきちっと書かれておりますけれども、できるだけ、こういう現地の環境面、社会面を配慮する、というようなスタンスを、やはり今後とも維持していただきたいと思っております。海外での事業展開を行う場合にも、これを実質的な差別化ということで、ジェットロの特徴として、強調していただけることを期待しております。これ1番目。

2番目、これは日本の環境影響評価報告、こちらに柳先生がおられますけれども、2011年の法改正によって、計画段階における環境配慮手続というものを導入いたしました。いわゆる熟度のまだ弱い、浅い段階で環境配慮を取り入れる、という法改正が行われたわけですが、それについて、このジェットロが今、既に行っているこの考え方というのは、これを一足先に実践してきた、というようなことがあると思っております。そういう意味では、国の行っている、その考え方にも合致するわけですから、ぜひともこれをさらに発展させていただきたいと思っております。

あと3つ目は、今私どもの報告書では、予備的な段階での調査でありますけれども、全ての報告書において、この環境社会配慮調査を行っております。これは原科先生が本で書かれておりますように、やはり案件規模の大小を問わず、予備段階、簡易な環境影響調査を行っている、というように考えることができますと思います。いわゆる簡略アセスの形で、全ての案件について、環境社会配慮、環境配慮などという意味では、やはり前向き、極めて積極的な調査方法だと思います。今後ともまた、これを引き続きお願いしたいと思います。

最後に、また繰り返しですけれども、委員会の皆様、今回いろいろコメントいただきまして、ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上です。

原科委員長：

はい、どうもありがとうございました。

そうですね、3つおっしゃったように、本当に現地の、そういう環境社会配慮をしっかりと進めておると、これをジェットロの支援事業の特徴にさせていただきたいと思います。

それから、できるだけ早い、計画段階、特に今回の代替案の比較検討をみんなやっていたいてありますが、そういった考え方を浸透していきたいと思います。

それから3つ目の簡易アセスの話も、幅広く対象にしていることで、これ本当に、国際標準の考え方ですので、こういう形で進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、さらに、村上課長、何かございましたら、お願いしたいと思いますが。

村上課長：

今回、こういった詳細にコメントいただきまして、ありがとうございました。

今回の、今年度は、われわれも、2回案件をやったということで、非常に大変だったんですけれども、こうやって改めて見て、いろいろご意見をいただいて、非常に参考になります。現在も今、やっておりますので、これ早速、会議には、共有して、参考に、今の案件の参考にしたい、というふうに思っております。

あと、もう1点だけあるとすると、日本企業が受注できる案件というのを、かなり重視して、取るようになってきておまして、その分、そういう環境面の影響については、少し、こういう調査で、ちゃんとクリアにしていく、という流れになると思いますので、その点でも気をつけて、われわれ、これからの案件化に、参考にしていきたいと思います。

ありがとうございました。

原科委員長：

どうもありがとうございました。

そういうことで、この委員会の議論の結果を、部会のそういう事業化の、あるいは事業、

案件のフォローアップとか、いろんな形で、あるいは審査の段階もそうだと思いますが、これを活用していただける、ということでございます。よろしく願いいたします。

では、各委員、さらに改めて、何かご意見ございましたらお願いします。

宮崎委員：

1つだけよろしいでしょうか。

原科委員長：

では、宮崎委員どうぞ。

宮崎委員：

先ほど先生からお話がありました、アジアの案件が非常に多いという。まだこれは、どうなるか分からないわけですが、アジアの、いわゆるいろいろの、旧欧米の植民地とか、欧米が宗主国だった国ですよ、ベトナムにしても、そういうところが、結構、モロッコもそうだったし。ですから、今おっしゃったように、日本が例えば、これをやって、そこで事業化をして、日本が本当に事業を取れるかというか、むしろ事業をさせていただけるかどうか、というところが、非常に大事なことだと思うんです。だから、そういう意味で、せっかく調査をしても、結局、外国に取られちゃったという、なんとなくがっかりしちゃうんで、ぜひ——まあ、それはこれからのことなんですけれども、やっぱりそこで、先ほど今おっしゃったように、やっぱり日本が事業としてさせていただいて、外国にも非常にお手伝いができるということ、大事なことだろうなあ、というふうに感じましたんですけどね。

原科委員長：

そうですね。私は本当、全部これを見せていただいて思ったのは、やっぱりこういったことをいろんな形で、日本が協力しているということ、日本の一般の人というか、社会がもっと認識してもらいたいなという感じ、強く受けました。いろんな形で、日本は協力できると。こういう具体的な話は、非常に、日本国内でも問題になっていることを、ちゃんと踏まえてね、さらに良くしていこう。

例えば、さっきの廃棄物処理施設なんかは、日本の環境基準、それもしっかり守って、そういう技術でやるから安心だ、とかね、そういうような提案、できるわけでしょう。そういうような形の協力が、非常に前向きだと思うんですね。

そういうようなことをやってること、あんまり社会に知られていないので、そういうようなことを幅広く知ってもらうような努力は、われわれとしてもしたいと思います。その結果として、日本に話があると、いい事業になるんだ、ということだと思います。

ほかには。高梨委員、どうぞ。

高梨委員：

1点だけ。今回も一通り報告書を読ませていただいて、どうしても民間側でやる時という、結構、アイデア段階のものを調査するというケースが、どうしても多いんですけども、ただ一方では、そのプロジェクトを具体的に進めようということになるんで、できれば途中段階で、ジェトロさんの思っている環境社会配慮との違いというのを、民間側に、もう少しアドバイスすると。結果的に、ステークホルダー協議が非常に難しいのですが、ある程度の熟度のある案件なら、あるいはサイトの決まっている案件なら、そういうものについては、ジェトロさんのほうの主導によって、少しそういう面の情報を収集して、この報告書に盛り込むということが、次の段階へのステップとして、大事なんじゃないかと思う。ですから、そういう面では、毎年、こういう議論は、する訳ですが、引き続き、ジェトロの担当者の方に、皆さんに頑張っていただきたい、ということをお願いします。

原科委員長：

ありがとうございます。そのとおりですね。どんどん、順次、そう伝えていただいて、そういう方向で進めていただきたいと思います。大分そういう方向に進んできたように、思いますね、過去を振り返りますとね。

ほかには、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この辺で区切りをつけて。またご意見ございましたら、後にご指摘いただけるような、スケジュールを組んでおりますので、よろしく願いいたします。

それでは、意見書を取りまとめる作業に入りたいと思いますので、少し時間ありますけれども、もうこの段階で、委員を指名させていただきたいと思います。期限は、2月の末日でございますが、あと2カ月ちょっとでございますけれども、もうこの段階で決めておいたほうが良いと思います。

これは、まずドラフトを出していただいて、編集を行いまして、フィードバックして修正して最終の意見書をまとめをしまして、公表は3月になります。ですから、2月の段階で、そういった原稿をいただいて、3月に公表すると、そういう段取りでございます。

取りまとめしましょうという委員の方、自発的に、おられるでしょうか。そうはいかないと思いますから。でも、私から勝手にお願いするのも難しいんですけど、どういたしましょう。

例年は、松本委員にお願いしてきましたけど、また今度もというのは、ちょっと申しわけないという感じもしますので。特に今、だんだんお忙しくなってきたようなんで、ほかの委員で、もしやっただけければ、ありがたいと思いますが。

私は、もし可能であれば、宮崎委員にお願いしたいなと思っているんですけど。今回、いろいろよく見ていただいて。

宮崎委員：

ちょっと、すみません、いつまでに。

原科委員長：
2月の末です。

宮崎委員：
来年の2月ですか。

原科委員長：
2カ月ございます。

宮崎委員：
実はですね、私の言い訳になるんですけど、ちょっと ISO のほうに、実は ISO の規格案を提案しておりますですね。もう CD として承認されたところまでは、いったんですけど、1月末までに、DIS をつくらないといけなくて。それは1月末までにできますけど、これが2月末——ここに資料の4ですか、それを参考にさせていただければいいわけでしょうか。

佐々木主幹：
今の25件のコメントをもとに。

宮崎委員：
コメントを。あ、これはまた別なんですね、資料4というのは。いや、まとめというのは。

佐々木主幹：
資料4は、これ、前年度の例です。

原科委員長：
あ、そうそう。そういう意味では参考です。

宮崎委員：
例ですね。この例ですね。これに、この例を参考にさせていただいて、つくればいいわけですね。

原科委員長：
そうですね。

佐々木主幹：

はい。そうね、このとおりのことでは、ありませんけれども。

原科委員長：

こういうような形式で。

宮崎委員：

これの、ここに25件ですか、ここを読ませていただいて、まとめられるところはまとめる、ということでしょうか。

原科委員長：

はい。

宮崎委員：

2月いっぱいなら、なんとかできると思います。かなり、ちょっときついこと、実を言えばきついことはきついんですけど、まあ、やります、じゃあ、せっかく先生ご指名で。

原科委員長：

よろしいですか。大変お忙しいところ申しわけないんです。

宮崎委員：

いえ、それはいいんですけど、やります。

原科委員長：

今回いろいろ、たくさん見ていただいて。

宮崎委員：

2月末でいいんですね。

原科委員長：

ええ。

宮崎委員：

なんとかできると思います。

原科委員長：

それで、もしお願いできれば、ありがたいと思います。ありがとうございます。

宮崎委員：

そうすると、ここにいただいたのは、いただいたところは、少しずつ読ませていただいて。

原科委員長：

はい。それでまだ追加ございます。

宮崎委員：

まだ来られる方がいるというんで、それも送っていただくかすれば、全体がまとまるということですね。

原科委員長：

そうでございます。

宮崎委員：

分かりました。じゃあなんとかなると思います。

原科委員長：

はい、ありがとうございます。

佐々木主幹：

その原稿の締め切りは、1月末ですね。

原科委員長：

評価表です。評価表は1月中には集まります。

宮崎委員：

先生方の評価表は、1月末と。だから1月末には送っていただけると。

佐々木主幹：

そうですね。

原科委員長：

はい、はい。

宮崎委員：

2月になるかもしれませんが。全部。

佐々木主幹：

そうですね。そこはなるべく早く送ります。

原科委員長：

まあ、集まり次第ですね。

佐々木主幹：

そうですね。

宮崎委員：

もうここにいただいたのは、大体いいわけですね。

佐々木主幹：

そのままです。

宮崎委員：

もちろん、改訂される方があれば別なんですけれども。

原科委員長：

誤植とか直しますけれども。

宮崎委員：

ええ。それも分かりました。できると思います。やります。はい。

原科委員長：

どうもありがとうございます。

宮崎委員：

2月末日に。

原科委員長：

この件は2月でございまして。はい。ありがとうございます。1月中には、情報が全部そろ
うようになっております。

宮崎委員：

はい、分かりました。

原科委員長：

はい、ありがとうございます。おかげさまで、それではこの件、決まりました。

それでは、次は、3つ目の議題に移ってよろしいでしょうか。

環境社会配慮ガイドライン改定ワーキンググループの会合の結果のご報告をいただきます。

これ、ワーキンググループ、今年の1月から今月まで、12カ月で11回開催いたしました。

これはワーキンググループの座長、村山先生にお願いしましたので、村山座長、総括的なご報告をお願いいたします。

村山委員：

今の委員長からご紹介ありましたように、合計11回会合を開催して、ワーキングメンバー当初6人ですから、大変残念なことに、7月に田中委員が亡くなられましたので、その後5名で進めた、ということになります。

ガイドラインについては、5年ごとに見直しが求められておりますので、今回その5年後にあたるということで、来年度の改定ということになりました。加えて、ジェットロがこのいろいろな案件を受ける形態が変わった、という大きな変更点がありましたので、そのあたりを軸に、議論を進めたということになります。

ガイドラインは3部に分かれているわけですが、それぞれ、第1部については、基本的事項ということで、この間いろいろなことが、状況変わってきておりますので、そういった状況の変化について、ある意味アップデートする、というようなところが、1つあるかと思えます。

それから、日本の状況の中で、環境の配慮項目の中に、放射性物質が入ってきておりますので、その辺も考慮する、というようなところが、主なところかなと思えます。

それから、第2部が、横長の資料では、7ページから始まっておりますが、こちらについては、あまり大きな変更、改定にはなっておりませんが、ジェットロが現在進められている事業の内容に即して、ガイドラインの文言も変えるということで、そのあたりの修正が入っている、ということになります。

特に9ページ、10ページのあたりで、現行では、サプライチェーンについての記述がありますが、そのあたりが、現在ジェットロが進めておられる事業の内容に合わせる。

それから、CSRについて、かなり細かく記載があるんですが、これももう既に、一般化しているということで、簡略化されていたりすると、というのが案として出ております。

それから、第3部が、先ほども多く議論がありました、環境影響調査の事業に関する部分で、この点が一番、議論に時間を割いたところだと思います。大きな点としては、1つは、先ほども

申しあげましたように、受託の形態が変わって、直接、ジェットロが請けるのではなくて、間接的に請ける、ということになりましたので、審査の段階から、ガイドラインでは記載があったわけですが、その点については、現状に即した形で修正をする、ということになりました。このあたりは15ページのあたりになります。

それからもう1つは、以前から議論がありましたように、案件形成調査と言いながら、実は案件形成の段階ではない、と。先ほどの評価表の中にもありましたけれども、かなり熟度が高く、ほぼ、もう事業実施前のようなものも入ってきていると。この点についてどう扱うか、ということについて、かなり議論がありました。一時は、カテゴリーを、もう少し細かく分けてですね、熟度の高いものについては、それに応じた、より細かい規定を設ける、というようなことも、1つの案としては考えていたんですが、結果的には、カテゴリーの分類は従前の通りという形で、そのかわり、熟度が高いと思われるものについては、それに応じた配慮をしてもらう、というような形にする、ということになりました。

これについては、ちょっと細かく入ってしまうんですが、具体的には、今までは、影響が明確だと、環境社会への影響が明確だということが、1つのメルクマールになっていたんですが、それに加えて、事業の実施場所ですね、場所が、ある程度もうはっきりしている場合には、よりレベルの高い配慮をってもらうというような形で、表現が修正されているということだと思います。

というような形で、全体としては改定案がつくられているということで、細かい点については、横長の資料で、左のほうに改正案、右側に現行案という形で整理をされている、ということでもあります。

概略は、以上です。

原科委員長：

はい、ありがとうございました。

それでは続いて、作本審査役、主な改定内容がございましたら。

作本審査役：

今村山座長から、当時ワーキンググループの村山座長からご紹介がありまして、私のほうから特につけ加えることはありませんけれども、先ほど熟度の点に関しまして、最終的には報告書の質を高める目的でありますけれども、今実務レベルで、今年度中にこの熟度に応じた調査報告書が作成できるように、どうやって指導するかということを今検討しようというようなところへ来ております。これから事務的にそれを詰めていきたいと思っておりますので、またいろいろ教えていただければありがたいと思っております。

以上です。

原科委員長：

はい。ありがとうございました。

では、委員の皆さんから追加のコメントございましたらお願いいたします。よろしくご審議ください。

原科委員長：

理事からそれではお願いします。

中村理事：

2008年に設置したこのガイドラインですけれども、そのとき、私も担当でいたと思うんですけれども、規定により5年たってから見直しということで、今回はまる1年かけて、村山座長初め各委員の先生、皆様に作業をしていただきまして、本当にありがとうございました。大変な、1年続いた作業だと思いますので、また今回、この議論を経て新ガイドラインで、相当しっかりした仕事をしていくというのが、私たちの職務だと思います。本当にありがとうございました。

原科委員長：

はい、改めて私からも、お礼を申し上げます。村山座長、どうもありがとうございました。

では何かこの件、ご意見ございますでしょうか。

では、もしないようでしたら、私、前回最後のワーキンググループに出席できなかったものですから、改めてこの最終案を拝見しまして。改正案と現行案の比較表なので非常に分かりやすくなってまして。基本的に中身、もうわれわれ議論したことで、これでよろしいんですけど、文章上、表現で若干気になったところがございましたので、それだけ申し上げたいと思います。

まず1ページでございます。基本的事項の表現ですが、真ん中より下のほうの段落ですけど、「ジェットロはその前身である」というくだりですね、このパラグラフの真ん中辺で下線があります。「環境問題の分野では、先進諸国がその高度成長期に経験した産業ポジ都市型の公害が」という、この部分が、もうちょっと書き方を変えたほうがいいかなと思います。この表現ですと、都市型公害も高度成長期に経験したような印象になってしまいますけど、この言いたかったのは、高度成長期には産業型公害を経験して、その後、都市型あるいは生活型公害がありましたね。ですから、それをもうちょっと詳しく書いたほうがいいかなと思いついて、こんな表現にしたらどうかという提案でございます。

「経験した産業・都市型」と言うかわりに、「経験した都市型公害だけでなく、都市型・生活型の公害が」という表現のほうがわれわれの趣旨に合うんじゃないかと思いついたので、そういう表現にしたらどうかという提案、これ1つでございます。

宮崎委員：

すみません、先生、もう一度。

原科委員長：

「産業型公害だけでなく」。

宮崎委員：

「産業型公害」ですね。今「都市型」と、たしかおっしゃったので。

原科委員長：

はいはい。その後「都市型・生活型公害」になりましょうね。そういう感じ、ちょっと、少し長くなりますけど、丁寧に書いたほうがいいかな。これが1つであります。

2つ目は、6ページでございます。6ページの、やはり真ん中辺です。(5)のステークホルダーというところです。これは簡単なことなんですけど、「ステークホルダーとは、本ガイドラインにおいて、」となっておりますけど、これ、「本ガイドラインにおいては」ということで、「は」と、一言入れていただきたいと思います。これはもう、そういう議論してきましたので、「は」が抜けてしまったと思いますので、「は」を入れていただきたいと。

それから、7ページでございます。これも、これまでの議論を踏まえて、でございますが、左側のところの(7)です。「本ガイドラインにおける幅広い洗い出し」のところ、ここで「社会影響を含めた環境アセスメント」という表現に変えました。そのときの議論は、環境社会配慮なんで、環境影響と社会影響、両方ということございました。ということなので、それと平仄を合わせるという意味で、最後の行は、「幅広い環境影響評価項目」という表現ですけど、これは「環境及び社会影響評価項目」のほうが、それと整合すると思いますんでね、そういう直しをしていただければと思ひまして、3点の提案をさせていただきます。

以上でございますが、いかがでございましょう。座長、いかがでございましょう。これまでの議論を踏まえてございます。新しい提案ではありません、表現だけでございます。じゃあ、もしそういうことでございましたら、そういうことで直させていただきます。

どうもありがとうございました。

宮崎委員：

すみません、いつから施行になるのか。

原科委員長：

あ、そうですね。じゃ、スケジュールについて、事務局からご紹介いただきます。よろしいですか。

佐々木主幹：

今後ですけれども、この委員会の確認の意味で、もう一度、メールを皆さんに差し上げて、再度確認していただいた後に、1月に、パブコメ、ホームページで公開をして、意見があったらお願いしますと。

原科委員長：

これは、いつからですか。

佐々木主幹：

これはですね、1月の、今、第2週ぐらいから、2週間から4週間ぐらいを考えています。

原科委員長：

あ、そうですか。

佐々木主幹：

はい。

原科委員長：

1月の、そうすると13日ぐらい。

佐々木主幹：

ちょっとお待ちして、各委員からのコメントを。

原科委員長：

そうですね。

佐々木主幹：

ええ。

原科委員長：

14日が火曜で。こんな感じですね。

佐々木主幹：

そうですね。はい。それで、最大4週間とっております。

佐々木主幹：

その後、内部の改正手続に入りまして、実際の施行は、新年度の4月1日を、今のところ考

えております。

原科委員長：

そうすると、4月1日から新しいガイドラインが施行になると。

佐々木主幹：

はい。もう1つ加えると、これ、和英併記でございますので、翻訳のほうに出して。

原科委員長：

ああ、なるほど。

佐々木主幹：

並行して。

原科委員長：

そうですね。

佐々木主幹：

ええ、やっていきます。

原科委員長：

それで、あのね、そうなんです、それで、できたら、このガイドライン、パンフレットをね、冊子をつくっていただいて、日本語と英語の両方ね。国際協力銀行が出してるような、ああいう形のね、体裁のいいものを、今回は出していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

佐々木主幹：

検討させていただきます。

原科委員長：

あれは非常に、非常にスタイルがよろしいので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、回答につきまして、スケジュールを今、確認いたしました。こんなことでよろしいでしょうか。

はい、それでは、そのように進めさせていただきます。

松本委員：

1点よろしいですか。

原科委員長：

はい、どうぞ、松本委員。

松本委員：

パブコメを受けて、コメントが来て、それに対する対応とかというところは、メールでできるという。

佐々木主幹：

再度メールで。

松本委員：

そういう理解でよろしいですか。

佐々木主幹：

はい、そうですね。

原科委員長：

必要があれば、委員会もやる場合もあり得る。

佐々木主幹：

ま、必要があれば、そうですね。

原科委員長：

必要があれば、委員会もあり得ますけど、それほど議論が必要でなくて、メールでやれるものはメールで処理させていただきます。よろしいでしょうか。はい。

そうしますと、おかげさまで順調に進んでまいりましたので、議題案3はこれで終わりにいたします。

では、その他にまいります。

まず、委員補充でございます。

先ほど、村山座長からお話しが出たように、田中委員が残念なことに亡くなられたので、欠員が出ております。それから、もう1人、NGO関係者の1人、出席がなかなか難しい方がおられますので、2名分を補充したいと思います。ということで、1名は、やはりJICAから、お1人お願いしたいと。それからもう1人は、やはりNGO関係者からお願いしたいと思いますが、この件に関しましては、ちょっと議論、ご意見いただきたいと思いますが

かがでしょうか。

まず JICA からお 1 人、NGO 関係者お 1 人と、そういう組み合わせは、よろしいでしょうか。はい。

それでは、具体的なお名前というのは、この場ではなかなかすぐには出ないですかね。

松本委員：

でしょうね。

原科委員長：

ええ。難しいでしょうか。もし何かご意見ございましたら。候補者、何名か挙げていただいても結構ですけど。

宮崎委員：

確かに、もちろん私は、今の委員長のご提案に賛成なんですけれども、いつから、例えば入っていただく、ということになるわけですか。

原科委員長：

そうですね、タイミングですね。ええと、4月1日だと私は。ちょっと。

佐々木主幹：

任期としては4月1日から2年間なんですけど、実際は、案件審査が始まる7月ぐらいまでに固まれば。

宮崎委員：

ああ、そうですか。分かりました。

原科委員長：

あ、具体的にそうですね。

佐々木主幹：

いいということですね。

原科委員長：

一応、4月1日という恰好になりますけど、早めに決まったほうがいいと思いますけれども。

松本委員：

1点だけよろしいでしょうか。

原科委員長：

はい、どうぞ。

松本委員：

NGOの性格上、基本的にNGOから1名といったときには、恐らく公募をしてほしい、という意見が、NGOからは出ます、たいてい。つまり、自分の代表性というものを、業界で確保できませんで、したがって、恐らく、仮にそういうことになると、そうなります。なので、ここでの業務の範囲を考えた場合は、むしろジェットロの側で検討されて、満田さんがやられてきたようなことを、継続的にできる知見と、これまでの活動内容から、ジェットロの側で指名をされるほうが、恐らく直接的にはいいんじゃないか思うんです。

佐々木主幹：

はい、分かりました。まあ形式としては、委員長が、これ、会の座長は委員長ですから、委員長が。

原科委員長：

指名すればいいんですか。

佐々木主幹：

まあ、指名、決定ということになりますけども。

原科委員長：

候補を出して、皆様のご判断ですね。

佐々木主幹：

プロセスとしては、こちらのほうで検討させて、はい。

原科委員長：

じゃ、特にご提案がそういう意味でないようでしたら、私のほうで、皆さんと、個別にご相談しながら、今のような趣旨で、そういった方を探させていただいてよろしいですか。はい。

では、そのように進めさせていただきます。

そうしますと、これで今日の、用意しました議題は、全部終わったということでございます。

はい、では一区切りこれで行きましたが、何か、あとは少し何かご意見ございましたらお

っしゃってください。

村山委員：

2点、よろしいですか。

原科委員長：

はい、どうぞ。

村山委員：

1つは、今の委員の件で、具体的な人の名前出たんですけども、満田委員には、もう確認されたんでしょうか。交代していただくということは。

佐々木主幹：

満田さんからは、大分前に、退任したいというお申し出ございまして。ただまあ、じゃあ年度の区切りのいいところでということで、こちらからお願いしました。

村山委員：

分かりました。

佐々木主幹：

はい。

村山委員：

それからもう1つは、ガイドラインの改定の件で、これ、ガイドラインの本体の話ではないんですが、ワーキンググループの中で、かなりの時間を割いて議論されたこととして、やはりこのガイドライン、どうやって活かしていくのか、という点があったと思います。つまり、受託の関係が変わったおかげで、ガイドラインをつくっても、どの程度、実施に反映していただけるか、やや以前に比べると、不透明なところが出てきていると。これについては、経済産業省に対して、何かコメントするのか、あるいはまあ、その受託企業について、どういうふうにアクセスするのかということについては、かなりの時間を割いたと思っています。その点について、今後ぜひ、ワーキング部会だけでなく、ジェットロのほうでもご検討いただきたい、と思っています。

原科委員長：

そうですね。これもっと、経済産業省の方ともきちんとコミュニケーションしたほうがよろしいと思いますけど、そういう場をつくりましょうか。ね。きちんとお伝えしないと、せつ

かくこういうガイドライン改定してもね。この趣旨とか、あるいは経緯とかね、ご理解いただいたほうがいいと思います。

宮崎委員：

1つの提案として、私がこんなこと申し上げていいかどうか分かりませんが、経済産業省の担当の係の方に、一度、前に来ていただくかどうか分かりませんが、オブザーバーと、まあ出席いただいて、一番重要なところ、会議に来ていただくと一番いいと思うんですけど。そうすると内容も分かるでしょうし、今のようなガイドラインの改定ということになれば、それに合わせて、来ていただくと、いいんじゃないかなと、私は個人的に思うんですけども、いかがでしょうか。

原科委員長：

そうですね。前、これつくったときに、そういうやりとりしましたからね。また今回は、それができなかったの。そうですね。

松本委員：

一方であれですね、多分、ジェットロにそのアレンジをお願いするのは、極めて、立場上どうなのかなというのは、前から議論があつてですね、多分、話が進まない1つの理由は、そこにあるのかなというふうに思うので、委員会としてということであれば、むしろ原科委員長に、直接、経済産業省に問い合わせをしていただいて、その委員長と経済産業省の担当部局が、この件について非公式に話をされるということも1つだなあ、というふうには思います。この話、何度も出ていながら進まないのは、多分、ちょっと、そのジェットロ側と経済産業省の関係もあるので。

原科委員長：

アクションとりにくい。

松本委員：

進まないのかなと。

原科委員長：

そう、昔とちょっとね、仕組みが変わった部分だよ。そうですね。

宮崎委員：

ちょっとよろしいですか。今のご意見も、もっともなところあると思うんですけど、私も一応、経済産業省の、ま、独立行政法人で、経済産業省と離れていますけれども、ただ、私たちの

今までの経済産業省とのおつき合いをしていますと、研究ということもありますけど、こことはちょっと違うんですけど。そうすると、やっぱり、こちらの原科委員長も、もちろん行かれると、それから例えば、もうちょっと、理事の方とかですね、そういう方に、担当の、向こうの、理事となると、向こうの、出てこられる方が、課長さんのレベルとなっちゃうかもしれませんが、結構、そういうことを気にしますから、だからこちらのほうの、いわゆる然るべき担当の方にも行っていただいて、先生も一緒に行っていただいて、打ち合わせをしていただいて、ぜひ来て、委員会に出席してくださいというのを、お願いするというのは、私は、そんなに難しいことじゃないんじゃないかと、個人的には思うんですね。ジェトロさんの立場がよく分からないから、あれなんですけども、私たちの今までの経験から言うとうですね。

原科委員長：

なるほど。そうしたら両方やるのがいいのかな。まず私が、委員長としてお話しをして、そのうえで今度委員会に来ていただくって、そういう2段階ありましょうか。

宮崎委員：

ええ、そうですね。

原科委員長：

そうですね、バランスを考え。

宮崎委員：

バランスを考えますから。

原科委員長：

組織の問題ですからね。

宮崎委員：

ええ。ですからそこら辺は、もちろんご存じだと思うんですけどね、そこをアレンジして。

原科委員長：

そうですね。おっしゃるとおりですね。

じゃあ、そういうようなこと。

この前は、まだガイドライン検討段階だったんで、途中の段階では、ちょっと動きにくいところございましたけど、これでもうガイドラインの案もできましたし、今日お認めいただいたので、あと最終的なファイナルチェックがあって、でき上がりますので、そろそろ、そう

というようなアクションをとるのがよろしいかと思えます。

よろしいでしょうか。どうでしょう。

作本審査役、今みたいなことで。

作本審査役：

コミュニケーションの時期ではないかと思えます。まあ実際具体的にここに来ていただけるかどうかというのは私は分かりませんが、何かしらの大きな改定があって、これで進めていいのかどうかということ、やっぱり確認取らないと、やはり、今後のガイドラインの適用においては、実質的な障害が出るのではないかという気がいたします。

原科委員長：

まあコミュニケーションはね、しないといけないですから。

作本審査役：

ええ。ちょっとその方法は私も分からないところがありますけれども。

原科委員長：

柳委員、何か。：

柳委員：

先ほど、パンフレットが、こういう、ガイドラインの改定がなされて、パンフレットを、日本語と英語でつくられるという、非常にいいことだなあ、と思うんですけども。

私はもう何度か、佐々木さんに紹介していただいて、在外のジェットロの事務所とか、JICAの事務所もそうですけれども、お伺いしたりしているんですけども、在外の日本の企業ですとか、それからコンサルの人たちが、こういう改定されたものを手にして、よく理解していただく。現地で、いろいろと環境配慮をされていくときに、資料として大いに活用していただくという、そういうことが、非常に重要なんだと思うんですけどね。国内だけじゃなくて、外においてもですね。だから、今パンフレットを、分かりやすいやつをつくっていただいて、海外にも置いてあるという。で、訪問された方々に、そういうのをお配りになっていると説明していただく、というようなことが、在外でも、事務所として必要な事業になっていくんじゃないかな、と思いますので、ぜひその点を、よろしくお願ひしたいということです。

原科委員長：

はい、ありがとうございます。じゃあ柳先生からそういうご意見ございました。よろしくお願ひします。

佐々木主幹：

経済産業省との件、形式、方法はちょっと宿題にさせていただきます。

原科委員長：

そうですね。やり方はいろいろ。

原科委員長：

そうですね。そういうコミュニケーションをとるという趣旨で。はい、以上よろしいでしょうか。ちょうど予定の時間があと5分でございますけれども、この辺でよろしいでしょうか。

はい、それでは今日はこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

////////////////////////////////////<終了>////////////////////////////////////